

NEWS RELEASE

平成29年4月28日 資料配付



配布先

神戸海運記者クラブ

この件に関するお問い合わせ先

神戸運輸監理部 兵庫陸運部 監査部門

担当：喜多、春名

(電話) 078-453-1105

路線バス事業者に対する文書警告について

この度、下記の一般乗合旅客自動車運送事業者に対して呼出監査を行ったところ、法令違反が確認されたことにより文書による警告を行いましたので、お知らせします。

記

1. 事業者名及び営業所名

事業者名：阪急バス株式会社（法人番号6120901019848）

営業所名：西宮営業所（兵庫県西宮市深津町7-5）

2. 詳細

○監査の実施日 平成29年4月12日（水）

○監査の端緒

平成29年4月7日（金）、阪急電鉄・西宮北口駅付近において事業用自動車の運転をしていた当該営業所の乗務員が、乗務中に携帯電話を使用していたとの情報が旅客より事業者에게寄せられた。その後、事業者が内部調査を実施したところ、芸術文化センター前交差点（兵庫県西宮市高松町）の信号停車中と、阪急電鉄・昭和園道踏切（同市昭和町）の停車中にスマートフォン操作（着信履歴確認）を行った事実が判明し、同月10日に神戸運輸監理部兵庫陸運部へ事実関係の報告があり、同報告を受け監査を実施。

○行政処分等

平成29年4月28日付け、神戸運輸監理部長名による文書による警告

〈違反の概要及び違反条項〉

- ・運転者に対する指導及び監督が不適切であった。〔運転者に対する指導監督義務違反〕
（道路運送法第27条第3項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）

事業用自動車を運転する場合の心構えとして、「安全、確実な輸送が社会的使命であること」を深く認識させるとともに「交通事故を惹起した場合の社会的影響が大きいこと」及び「事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するとともに他の運転者の模範となることが使命であること」を深く理解させておらず、「常に運転者の習得の程度を把握しながら指導及び監督を進める配慮」が適切に図られていなかった。